

平成31年度 高等学校等就学支援金(授業料支援) 手続きのお知らせ

高等学校等就学支援金は、ご家庭の教育費負担軽減を図るための国による授業料支援の制度です。

新潟県の公立高校では約85%の生徒が利用し、授業料が実質無償となっています。

この「高等学校等就学支援金 手続きのお知らせ」をお読みいただき、手続きをお願いします。

- すべての生徒から手続きをしていただきます。
- 平成31年度から マイナンバー を利用した手続きになりました。
- 所得要件を満たす場合は、授業料を納める必要はありません。
- 就学支援金は、生徒や保護者が直接受け取るものではありません。

- ※ 手続きをしない生徒や所得要件を満たさない生徒は、授業料を納めていただくこととなります。
- ※ 授業料以外の費用(入学金・修学旅行積立金・PTA会費等)は就学支援金の対象にはなりませんので、別に納める必要があります。(学校により異なりますが、全日制の場合1年次は概ね年額14万円程度。)
- ※ 通信制課程については、一旦授業料を全額納めていただき、支給要件を満たした生徒には、後日、就学支援金相当額をお返しします。

1 所得要件と支給額

所得要件	<p>保護者等(主に両親2名分)の 平成<u>30</u>年度の<u>県民税所得割額と市町村民税所得割額の合計額が</u> 507,000円 ※未滿</p> <p>※ 収入の目安としては、両親のうちどちらか一方が働き、高校生1人、中学生1人の4人世帯の場合で、年収910万円程度です。 (家族構成や職業、各種控除等により変わります。)</p> <p>☞県民税所得割額と市町村民税所得割額の確認については4ページのQ2をご覧ください。</p>
------	---

課程	全日制	定時制	定時制 (単位制)	通信制
支給額 (月額)	9,900円	2,700円	1年履修145円/単位 半年履修290円/単位	27.5円/単位 (年額330円/単位)
支給限度期間※ (支給限度単位)	36ヵ月	48ヵ月	48ヵ月 (通算74単位・年間30単位)	48ヵ月 (通算74単位・年間30単位)

※支給限度期間や支給限度単位を超過しても、所得要件を満たせば、新潟県立学校条例の規定により授業料を納める必要はありません。

2 申請手続と提出書類

○ 就学支援金の支給を受けたい方は、次の書類を提出してください。

提出書類	① 「高等学校等就学支援金」(様式第1号) <ul style="list-style-type: none"> 表面の「A受給資格認定申請書」の口に✓して、表面・裏面のすべての項目を記入してください。(記入漏れがあると支給できない場合があります。) 		
	② 個人番号(マイナンバー)カード(写)等貼付台紙(別紙) <ul style="list-style-type: none"> 保護者等全員分(保護者が親権者(両親)ならば両親2名分)のマイナンバーカードの写しを台紙に貼り付けて提出してください。詳細は3ページのQ1をご覧ください。 マイナンバーカードがない場合は、マイナンバー通知カードの写しやマイナンバーが記載された住民票等の写しを提出してください。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> (郵送及び生徒本人以外の持参により学校へ提出する場合は、保護者等の本人確認書類(運転免許証やパスポート等の写真付き身分証明書(※))を併せて提出してください。 (※)上記がない場合は、国民健康保険の被保険者証と年金手帳などの写真付きでない身分証明書を2つ以上) </div>		
	な上方記の他に提出が必要	保護者のいない生徒 (申請書裏面④に該当)	◎ 生徒本人の健康保険証等の写し
	過去に前籍校があり、就学支援金を受給していた生徒	◎ 受給資格消滅通知書 又は 支給実績証明書 ・ただし、前籍校が新潟県内の公立学校の場合は不要	
平成30年1月1日時点で生活保護を受給している世帯の生徒	◎ 生活保護受給証明書(福祉事務所で発行) ・生活保護の適用年月日、生徒と保護者の氏名が記載されているものが必要		

- 学校へ提出した月から就学支援金の支給が開始されますので、遅れないよう注意してください。(5月に提出した場合は4月分の授業料は納めていただきます。)
- 提出された書類を基に、県が受給資格の認定を行います。(書類は原則として返却しません。)
- 就学支援金の所得要件を満たしているにもかかわらず、満たしていないと勘違いして就学支援金を申請せずに授業料を納める方が少なからずおられます。
ご自分が所得要件を満たしているか不明な場合は、まずは申請してください。

○ 所得要件を満たしていないことが明らかなため、就学支援金の支給を受けない方(授業料を納める方)

上記提出書類①「高等学校等就学支援金」(様式第1号)の表面「B就学支援金の申請をしません」に✓して、生徒の氏名・生年月日・住所・保護者等の連絡先・学校名のみ記入して提出してください。(マイナンバーの提出は不要です。)



平成31年度から、マイナンバーを提出して認定された方は、原則として今後の届出手続が不要となります。
(毎年7月頃、提出されたマイナンバーを利用して、その年度の課税額の確認を県が改めて行い、受給資格を審査します。)

3 提出方法と提出先

- <提出方法> 学校から配付される封筒に入れ、紛失防止のため必ず封をして提出してください。
- <提出期限> 学校が指定する日
- <提出先> 在学する学校へ

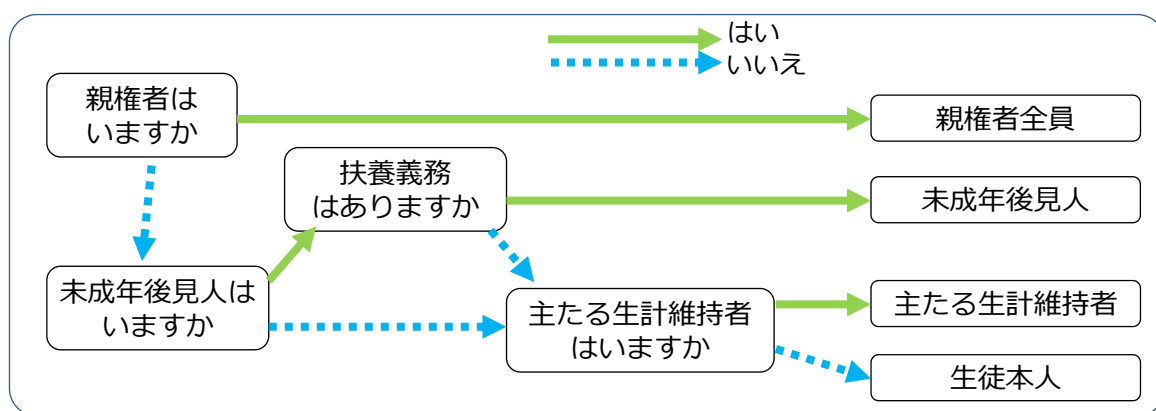
4 認定結果

- 学校を通して6月中にお知らせします。
- 認定された方は、4～6月分の授業料を納める必要はありません。（通信制は後日還付）
- 次に該当する方（不認定）は、4～6月分の授業料を納める必要があります。（授業料の口座振替日（納入期限）は2019年7月25日です。）
 - ・ 「B 就学支援金の申請をしません」に☑を付した方
 - ・ 所得要件を満たさず不認定となった方
 - ・ 手続きをしなかった（未提出）方
 - ・ 税の申告をしておらず課税額が確認できなかった方
 - 収入がなく税の申告をしていない場合は非課税であることが確認できない場合があるので、市町村役場で「収入がない」という申告をしてください。

5 就学支援金に関するQ & A

Q 1 誰のマイナンバーを提出すればよいのでしょうか？

下記フローチャートや表を参考にしてください。



事 例	マイナンバーカードの写し等を提出する者	申請書表面【2】チェック欄
両親の一方がもう一方に扶養されている（配偶者控除を受けている）	両親2名共	①
両親が離婚している	親権を持つ親	②イ
	親権を持たない親が扶養しており、親権者に就学費用負担を求めることが困難である場合は、親権を持たない親	④ 生徒本人の健康保険証添付
両親が別居している	両親2名共	①
	両親の一方がドメスティックバイオレンス(DV)や児童虐待、養育放棄、失踪等によりマイナンバーカードの写し等の提出を求められない場合は1名	②イ 【3.通信欄】に状況を記入
親権者が再婚している（一方が継父または継母）	継父（継母）が生徒と養子縁組を行っていない場合は親権を持つ親のみ	②イ
生徒が成人している	生徒本人	⑤ 【3.通信欄】に成人と記入
	生徒が他の者の収入により生計を維持している場合はその者1名	④ 生徒本人の健康保険証添付
親権者が海外におり、個人番号の指定を受けていない（H27.10.5以降日本に住所を有したことがない）	日本に在住する親権者のみ	②ア
	日本に在住する親権者がいない場合はなし	⑥
児童福祉施設に入所しているまたは、里親に養育されている	生徒本人（ただし、親権者がいる場合や里親が養育義務のある未成年後見人である場合はその者）	⑤ 【3.通信欄】に状況を記入

※ 判断が難しい場合は新潟県就学支援金等支給事務センターまでお問い合わせください。

5 就学支援金に関するQ & A (つづき)

Q 2 平成30年度の県民税所得割額と市町村民税所得割額は何を見れば確認できますか？

次のいずれかの書類で確認することができます。

確認できる書類 (注) 提出書類ではありません	入手方法
平成30年度の特別徴収税額の決定通知書	給与所得者で勤務先以外からの収入のない方 勤務先から平成30年6月頃に配付されています
平成30年度の納税通知書	自営業など主に個人事業者の方 市町村役場から平成30年6月頃に送付されています
平成30年度の課税証明書	上記にあてはまらない方、上記通知書を紛失等 市町村役場で発行し、確認できます

Q 3 再婚・離婚等で保護者に変更があった場合、手続きは必要ですか？

保護者に変更があった場合は学校に届け出る必要があります。
該当する場合は必ずセンターに連絡してください。

Q 4 家庭の経済状況が急変した場合に何らかの支援は受けられますか？

経済状況が住民税に反映されるまでの間、授業料減免制度を利用できる場合があります。
詳しくは在学する学校にご相談ください。

Q 5 入学時は支給対象外でしたが、その後、税の更正により平成30年度分の課税額が所得要件を満たすことになりました。遡って就学支援金を受けられますか？

更正通知書を受け取った日の翌日から原則15日以内に、就学支援金の申請手続きを行った場合、条件を満たせば、遡って支給を受けることができます。ただし、申請手続きの際には留意すべき点がありますので、税の更正がある場合は、速やかにセンターに連絡してください。

Q 6 過去に別の高等学校等に通っていた期間があり、通算在学期間が36月(定時制・通信制は48月)を超過していますが、申請書類を提出する必要がありますか？

就学支援金の対象とはなりません。新潟県立学校条例により、就学支援金の所得要件に該当する場合は授業料を納める必要がありませんので、その審査のため認定申請書類(マイナンバー含む)を提出してください。

その他のQ & Aは文部科学省のホームページに掲載されています。(http://www.mext.go.jp/)

お知らせ

★低所得世帯向け「奨学のための給付金」制度について★

- 低所得世帯を対象に、修学旅行費・教科書費・教材費・学用品費等の授業料以外の教育費負担軽減を目的とした「奨学のための給付金」制度(返済不要)があります。支給を受けるには、対象要件に該当した上で、申請する必要があります。

【主な対象要件】基準日(7月1日)において、次のすべてに該当する世帯

- ① 保護者等全員の住民税所得割額が0円であること(生活保護(生業扶助)受給世帯を含む)。
- ② 生徒が就学支援金の受給権者であること。
- ③ 保護者等が新潟県内に在住していること。

- 今年度から所得要件の確認は入学時に提出するマイナンバーを利用して行います。詳しい内容については7月頃に改めてご案内します。(申請時期は9月頃の予定です。)

【お問い合わせ先】

- ・ 提出書類や提出期限、授業料以外の費用等に関することは、在学する学校の事務室へ
- ・ 高等学校等就学支援金制度の詳しい内容に関することは、

新潟県就学支援金等支給事務センター ☎ 025-280-5143
(受付時間：月曜日～金曜日(祝日除く)午前9時から午後5時まで)